

# 令和5年第1回足寄町議会定例会議事録（第1号）

令和5年3月7日（火曜日）

## ◎出席議員（12名）

1番	多治見 亮 一 君	2番	高 道 洋 子 君
3番	進 藤 晴 子 君	4番	榊 原 深 雪 君
5番	田 利 正 文 君	7番	高 橋 健 一 君
8番	川 上 修 一 君	9番	高 橋 秀 樹 君
10番	二 川 靖 君	11番	木 村 明 雄 君
12番	井 脇 昌 美 君	13番	吉 田 敏 男 君

## ◎欠席議員（0名）

## ◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	東海林 弘 哉 君
足寄町代表監査委員	川 村 浩 昭 君

## ◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	松 野 孝 君
福 祉 課 長	保 多 紀 江 君
住 民 課 長	金 澤 眞 澄 君
経 済 課 長	加 藤 勝 廣 君
建 設 課 長	増 田 徹 君
国民健康保険病院事務長	川 島 英 明 君
会 計 管 理 者	伊 藤 啓 二 君
消 防 課 長	大竹口 孝 幸 君

## ◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長	丸 山 一 人 君
---------	-----------

## ◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 弘 幸 君
-------------------	-----------

## ◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	横 田 晋 一 君
事 務 局 次 長	野 田 誠 君
総 務 担 当 主 査	中 鉢 武 志 君

## ◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名＜P 3＞
- 日程第 2 会期の決定＜P 3～P 4＞
- 日程第 3 諸般の報告（議長）＜P 4＞
- 日程第 4 行政報告（町長）＜P 4＞
- 日程第 5 報告第 6 号 予定価格 1,000 万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について＜P 5＞
- 日程第 6 議案第 9 号 公平委員会委員の選任について＜P 5＞
- 日程第 7 議案第 10 号 町道路線の変更について＜P 5～P 6＞
- 日程第 8 議案第 11 号 足寄町公共下水道足寄下水終末処理場の建設工事委託に関する協定の変更について＜P 6～P 7＞
- 日程第 9 議案第 12 号 第 6 次足寄町教育振興基本計画（2023 年度～2027 年度）について＜P 7～P 9＞
- 日程第 10 議案第 13 号 足寄町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について＜P 9～P 10＞
- 日程第 11 議案第 14 号 足寄町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について＜P 10～P 11＞
- 日程第 12 議案第 15 号 足寄町情報公開条例の一部を改正する条例＜P 11～P 12＞
- 日程第 13 議案第 16 号 足寄町選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例＜P 12～P 13＞
- 日程第 14 議案第 17 号 足寄町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例＜P 14＞
- 日程第 15 議案第 18 号 足寄町国民健康保険条例の一部を改正する条例＜P 14～P 15＞
- 日程第 16 請願第 1 号 食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産の経営安定を求める請願書＜P 16＞

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

ただいまから令和5第1回足寄町議会定例会を開会をいたします。

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、7番高橋健一君。8番川上修一君を指名をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君）

昨日開催されました、第1回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日、3月7日から3月17日までの11日間とし、このうち8日から13日までの6日間は休会となります。

次に、審議予定について報告します。

本日3月7日は、議長の諸般の報告を行いません。

次に、町長から行政報告を受けます。

次に、議案等の審議方法について申し上げます。

最初に、報告第6号の報告を受けます。

次に、議案第9号から議案第11号までと議案第13号から議案第18号までを即決で審議いたします。

議案第12号については、文教厚生常任委員会へ付託し、会期中の審査といたします。

請願第1号については、総務産業常任委員会へ付託し、会期中の審査といたします。

14日は、一般質問を行います。

15日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し、皆様にご報告いたしますので、ご了承願います。

なお、議案第19号から議案第28号までの補正予算案は、後日提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

また、議案第29号から議案第38号までの新年度予算案については、後日、提案説明を受けた後、予算審査特別委員会を設置し、会期中の審査といたします。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は本日から3月17日までの11日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって会期は本日から3月17日までの11日間に決定をいたしました。

なお、11日間のうち8日から13日までの6日間は休会といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

よって、6日間は休会と決定をいたしました。

なお、今定例会における一般質問通告書の提出期限は、3月9日木曜日の午後4時まででありますので、よろしくお願いを申し上げます。

### ◎ 諸般の報告

○議長（吉田敏男君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

### ◎ 行政報告

○議長（吉田敏男君） 日程第4 行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しをいただきましたので行政報告を申し上げます。

スクールバスの交通事故についてご報告いたします。

令和5年3月2日木曜日午後2時に、建設課車両室に勤務する会計年度任用職員運転のスクールバスが、芽登小学校から芽登・中矢方面の児童11名を乗せて出発し、途中5名の児童を下車させた後、町道中央植坂線を走行していたところ、午後2時25分頃、足寄町茂喜登牛60番地において、対向車とすれ違うことができず、双方の車両右側面の接触事故を起こしました。

事故発生直後にスクールバス運転手は、乗車していた児童6名に怪我などがないかを確認した後、速やかに、警察、芽登小学校、建設課車両室へ連絡を行いました。

児童6名に怪我はないという報告ではありましたが、芽登小学校教頭と協議をし、万一を考え、医師の診察を受けるために別

のスクールバスにて児童6名を足寄町国民健康保険病院に、午後3時30分頃に送り届け医師の診察を受けました。

事故発生直後は6名とも痛みを感じていなかったようですが、その後、3年生と4年生の女児が痛みを感じるようになったとの報告がありましたが、日曜日には2人とも痛みは消えていると保護者からのご連絡をいただいております。

残り4名は、今のところ怪我や痛みもなく、事故翌日の金曜日から6名全員が小学校に登校しております。

なお、スクールバス運転手、相手車両の運転手ともに怪我はありませんでした。

事故の原因は、見通しの悪い1車線の急カーブ区間で、双方ともに相手車両の発見が遅れたことが原因で起きた事故であります。

現在、保護者と小学校に児童6名の健康状態を毎日確認していただき、教育委員会に報告をいただいております。

引き続き児童の健康状態の確認を行うとともに、現在事故の相手方と示談に向けた協議を進めており、必要な費用の確定後、その後の経過と必要な予算措置などにつきまして、今後の議会に報告させていただく予定をしております。

今後一層の安全確認の徹底と運転技術の向上、そして初期対応を含め、事故発生時の対応マニュアルの見直しを行い、事故を起こさないことはもちろん、万が一事故を起こした際に万全の対応が取れるよう、体制を引締めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。スクールバスの交通事故についての行政報告とさせていただきます。

事故に遭われた児童の皆さん、それから保護者の皆さん、学校などの関係者の皆さんに大変ご迷惑、ご心配をおかけしましたこと、誠に申し訳ありません。

○議長（吉田敏男君） これで行政報告を終わります。

### ◎ 報告第6号

○議長（吉田敏男君） 日程第5 報告第6号予定価格1000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 議案書1ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、報告第6号予定価格1000万円以上の工事または製造の請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおりご報告をするものでございます。

令和4年11月12日から令和5年2月15日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第1号の規定によりご報告をする工事または製造の請負は、2ページの別紙のとおり4件でございます。

以上のとおりご報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これにて、報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

### ◎ 議案第9号

○議長（吉田敏男君） 日程第6 議案第9号公平委員会委員の選任についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題とな

りました、議案第9号公平委員会委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

下記の者を足寄町公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

提案をする方につきましては、住所 足寄郡足寄町西町7丁目3番地31、氏名 白沢嗣栄氏、昭和18年8月16日生まれでございます。

提案理由につきましては、令和5年5月19日をもって任期満了となることから、再任をお願いするものでございます。

白沢氏の学歴、職歴等の略歴につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第9号公平委員会委員の選任についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第9号公平委員会委員の選任についての件は同意することに決定をいたしました。

### ◎ 議案第10号

○議長（吉田敏男君） 日程第7 議案第10号町道路線の変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 増田 徹君。

○建設課長（増田 徹君） 議案書4ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第10号町道路線の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

道路法第10条第3項の規定により、路線番号206番、路線名、美盛足寄線及び路線番号421番、路線名、西町9丁目通につきまして、起点または終点位置の変更をお願いするものでございます。

変更の理由についてご説明申し上げます。

当該2路線につきましては、町道整備事業により、道路整備を行うため、起点または終点の位置の変更を行うもので、路線番号206番、路線名美盛足寄線につきましては、起点位置の変更に伴い、路線の延伸を行うものでございます。

次に、路線番号421番、路線名、西町9丁目通におきましては、路線の延伸に伴い、終点位置の変更を行うものでございます。

なお、5ページから6ページに、区域変更路線位置図を添付しておりますので、ご参照願います。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第10号町道路線の変更についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第10号町道路線の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第11号

○議長（吉田敏男君） 日程第8 議案第11号足寄町公共下水道足寄下水終末処理場の建設工事委託に関する協定の変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 増田 徹君。

○建設課長（増田 徹君） 議案書7ページをお開き願います。

ただいま議題となりました議案第11号足寄町公共下水道足寄下水終末処理場の建設工事委託に関する協定の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

令和4年12月1日、第4回定例会におきまして協定の変更について議決をいただきました、足寄町公共下水道足寄下水終末処理場の建設工事委託に関する協定につきまして、協定の一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

協定変更の理由ですが、日本下水道事業団におきまして、工事における一般競争入札で不落札の結果となり、再入札に時間を要したことにより、同工事における令和4年度に予定していた協定期限内履行が不可能となりましたことから、工事予定期間を

「令和6年2月20日とする。ただし、令和4年度事業費に係るものについては、令和5年3月31日とする。」を「令和6年2月20日とする。」に変更をお願いするものでございます。

なお、協定の事業、事業費総額には変更はございませんが、令和4年度事業費につきましては、令和5年第1回臨時会において、繰越明許費の設定について議決をいただいております。

協定の相手方は、東京都文京区湯島2丁目31番27号、日本下水道事業団、代表者 理事長 森岡泰裕氏でございます。

なお、8ページに協定案を添付しておりますのでご参照を願います。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

**○議長（吉田敏男君）** これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田敏男君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田敏男君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第11号足寄町公共下水道足寄下水終末処理場の建設工事委託に関する協定の変更についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（吉田敏男君）** 全員の起立です。

したがって、議案第11号足寄町公共下

水道足寄下水終末処理場の建設工事委託に関する協定の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

## ◎ 議案第12号

**○議長（吉田敏男君）** 日程第9 議案第12号第6次足寄町教育振興基本計画（2023年度～2027年度）についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

教育次長 丸山一人君。

**○教育次長（丸山一人君）** 議案書9ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第12号第6次足寄町教育振興基本計画（2023年度～2027年度）について、提案理由のご説明を申し上げます。

本計画は、足寄町議会総合条例第11条第1項の規定により、第6次足寄町教育振興基本計画（2023年度～2027年度）を別冊のとおり定めましたのでご提案するものであります。

本計画は、平成29年度に策定いたしました、第5次足寄町生涯学習推進計画が令和4年度までの計画であることから新たに策定するものでございます。

第6次計画策定につきましては、教育基本法において地方自治体の努力目標とされており、教育振興のための施策に関する基本的な計画の策定を実現するため、名称を足寄町教育振興基本計画に改め、引き続き本町の教育活動の指針となるべき計画として策定いたしました。

策定に当たりましては、全体で16回に及ぶ会議や各部会を開催し検討審議をいただき、令和5年2月9日に町社会教育委員の会議から足寄町教育委員会教育長に答申され、2月20日の定例教育委員会において承認されたところでございます。

この計画は、足寄町第6次総合計画で示された基本目標実現に向けての施策を具現

化するための部門計画であるとともに、総合教育会議において策定される教育大綱としても位置づけられており、今後5年間の教育施策の羅針盤として活用されるものでございます。

それでは計画書の基本的な考えについてご説明いたします。

別冊の計画書3ページをお開きください。

計画書については大きく分けて、序章となる基本計画と本編の推進計画によって構成されておりまして、基本計画においての計画の趣旨や基本的な考え方について説明し、後半の推進計画において具体的な方針や施策を明記しています。

4ページをお開きください。

まず、今後5年間の第6次足寄町教育振興基本計画のテーマとなります基本理念につきましては、学ぶ、育てる、支え合う、笑顔あふれるまちづくりとさせていただきます。

これまで以上に個人の学びへの参加を促し、様々な場で学び、学んだ成果を地域社会で活用し、次世代を育てるとともに支え合うという循環型の生涯学習社会を推進していく、そのことが希薄になりつつある住民同士のつながりを深め、町民一人一人が笑顔で暮らすことができるまちにつながるの思いを込めて、この基本理念を掲げさせていただきます。

5ページをお開きください。

次に基本理念の実現を目指し、三つの重点目標を設定いたしました。

1点目の生きる力を育む教育環境づくりですが、家庭、学校、地域、それぞれの役割と特性を生かし、連携して町全体で子供を育む、持続可能な教育環境づくりを進めることとしています。

2点目の町民の学びを支える生涯学習社会の実現ですが、町民がいつでもどこでも誰でも学べる機会をさらに充実するとともに、その学びを生かして地域で活躍できる

人づくりを推進することとしています。

3点目の生涯を通して学び楽しめる読書環境づくりですが、絵本に触れることは言葉を学ぶ、感性を磨く、創造力を高めるなど豊かな人生のために欠かすことの出来ない要素です。本町では2018年に待望の図書館がオープンしましたが、図書館を中核としてさらに読書活動の活性化を図ってまいります。

以上3点の重点目標を掲げさせていただき、基本理念の実現を目指してまいりたいと思います。

8ページをお開きください。

ここからは推進計画としまして、先ほどご説明しました重点目標達成のために推進すべき主要施策についてまとめています。

具体的な内容については省略させていただきますが、まず重点目標の1点目、生きる力を育む教育環境づくりでは、第1節で魅力ある学校づくり、11ページ第2節 確かな学力の形成、13ページ第3節 豊かな心の育成、15ページ第4節 健やかな体づくりの4点を主要施策とし、それぞれ具体的な方向性について記載させていただいております。

17ページをお開きください。

次に重点目標の2点目、町民の学びを支える生涯学習社会の実現では、第1節で学びを広げる町民の学習環境の整備、19ページ第2節 生涯学習による地域づくり、21ページ第3節 地域で活躍できる人材の育成、23ページ第4節 芸術文化活動の推進、25ページ第5節 生涯スポーツの充実と健康づくりの奨励、27ページ第6節 楽しさつながる学習・交流活動の推進、30ページ第7節 郷土愛を育む学習活動の推進の7点を主要施策とし、それぞれの具体的な方向性について記載させていただいております。

32ページをお開きください。

最後に重点目標の3点目、生涯を通して学び、楽しめる読書環境づくりでは、第1

節で、みんなが集える魅力ある図書館の実現、35ページ第2節 本との出会いを広げる読書活動の推進、37ページ第3節 町民の読書環境の整備、の3点を主要施策とし、それぞれ具体的な取り組みを進めていきたいと考えております。

なお、これらの主要施策を今後具体的に進めていくため、1年ごとに単年度計画を立てて実施するとともに、事業の進捗状況や成果などについても毎年点検しながら着実に遂行していくこととします。

また、計画書7ページに、本計画の構想図、43ページからは、策定に当たっての関係資料を添付しておりますのでご参照願います。

最後になりますが、本計画書は、足寄町の教育に関する町民の意識調査を参考に、策定委員の熱い思いが込められた計画書となっております。

今後は、町民の皆様にもご理解いただけるよう計画のダイジェスト版を作成し、自治会各戸に配布させていただきたいと考えております。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第12号第6次足寄町教育振興基本計画（2023年度～2027年度）についての件は、文教厚生常任委員会に付託をし、会期中の審査にすることにしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めま

す。

したがって、議案第12号第6次足寄町教育振興基本計画（2023年度～2027年度）についての件は、文教厚生常任委員会に付託をし、会期中の審査にすることに決定をいたしました。

なお本件は、会期中の休会中に審査の上、報告をお願いをいたします。

### ◎ 議案第13号

○議長（吉田敏男君） 日程第10 議案第13号足寄町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 10ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第13号足寄町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、個人情報の保護に関する法律の改正によりまして、これまで各地方公共団体が条例で定めていた個人情報保護制度について、全国的な共通ルールが令和5年4月1日から適用されることとなりました。

これを受けて、現行の足寄町個人情報保護条例を廃止するとともに、法で委任をされた事項及び条例で定めることが認められた事項を規定するために制定しようとするものでございます。

各条文の朗読につきましては、省略をさせていただきますまして以下、条ごとにご説明を申し上げます。

まず、第1条ですが、条例制定の趣旨について規定しております。

第2条は本条例で使用する用語の定義を規定しております。

第3条では、開示請求に係る手数料等の

金額について規定しております。

第4条では、第1号から第4号に該当する場合は、足寄町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができることについて規定しております。

附則におきまして、第1条で、この条例の施行期日を令和5年4月1日からとしております。

第2条には、町個人情報保護条例を廃止すること。

第3条は、条例廃止に伴う経過措置を、第4条以下につきましては、足寄町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正と、経過措置についての規定でございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第13号足寄町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって議案第13号足寄町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定につい

ての件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第14号

○議長（吉田敏男君） 日程第11 議案第14号足寄町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 13ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第14号足寄町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、議案第13号で議会議決をいただきました足寄町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴いまして、足寄町情報公開条例に規定する足寄町情報公開審査会と足寄町個人情報保護条例に規定する足寄町個人情報保護審査会を統合いたしまして、審査請求及び個人情報保護制度の運用に係る調査審議をあわせて取り扱う諮問機関を設置するため、本条例を制定しようとするものでございます。

各条文の朗読は省略をさせていただきます。以下、条ごとにご説明を申し上げます。

第1条につきましては、条例制定の趣旨について、第2条は、本審査会の設置目的、第3条は本条例で使用する用語の定義を規定しております。

第4条は、本審査会の所掌事項を、第5条は、審査会委員は5人以内をもって組織することを規定しております。

第6条は、本審査会委員は町長が委嘱し任期は2年とするなど、委員について規定したものでございます。

第7条は、審査会の会長について、第8条は、調査審議について、第9条は、審査請求に係る審査会の調査権限について規定

したものでございます。

続いて14ページをお願いいたします。

第10条は、審査請求人等から申出があったときは審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならないといたしました、意見の陳述の規定でございます。

第11条は、審査請求人等の意見書等の提出等について、第12条は、提出資料の写しの送付等について、第13条は、会議の非公開について規定したものでございます。

第14条は、審査会の答申書の写しの送付等について、第15条は、審査会の調査権限について、第16条は、委任について、第17条は、第6条第4項において委員の守秘義務について規定しておりますが、同項の規定に違反した者に対する罰則を規定したものでございます。

附則におきまして、第1条で、この条例の施行期日を令和5年4月1日からとしております。

第2条以下は、経過措置を規定したものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第14号足寄町情報公

開・個人情報保護審査会条例の制定についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって議案第14号足寄町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第15号

○議長（吉田敏男君） 日程第12 議案第15号足寄町情報公開条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 16ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第15号足寄町情報公開条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、個人情報の保護に関する法律の改正により、改正後の同法が地方公共団体にも適用されることに伴いまして、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正内容について申し上げます。

16ページ及び17ページの改め文の朗読は省略をさせていただきますので、新旧対照表によりご説明いたしますので、18ページをお願いいたします。

まず、第2条につきましては、定義の規定中の文言を改めるものでございます。

第9条は、開示をしないことができる情報を定めております各号の文言を改めるものですが、主な内容につきましては、不開示情報といたしまして、行政機関等、匿名加工情報を新たに加えるものでございます。

続いて19ページをお願いいたします。

下段になりますが、第13条は、不服申立てに関する手続の規定中、審査会の名称を足寄町情報公開・個人情報保護審査会に改めるものでございます。

第14条から第21条までの規定は削除するものでございます。

17ページへお戻りください。

附則におきまして、第1項でこの条例は令和5年4月1日から施行することについて、第2項では、適用区分について定めております。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第15号足寄町情報公開条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって議案第15号足寄町情報公開条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第16号

○議長（吉田敏男君） 日程第13 議案

第16号足寄町選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 21ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第16号足寄町選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、足寄町長及び足寄町議会議員選挙における選挙公報の配布に関する規定について、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正内容について申し上げます。

選挙公報の配布につきましては、本条例の第5条で選挙人名簿登録者の属する世帯に対しまして、選挙期日の前日までに配布するものと規定されております。

選挙管理委員会におきましては、当初郵便による方法を考えておりました。しかし、足寄町選挙の場合につきましては、告示日から選挙期日まで4日間と短期間となっておりまして、選挙公報の印刷や発送に係る事務、さらに郵便サービスの変更に伴います土曜日配達の休止等を勘案いたしますと、郵便の方法では選挙期日の前日までの到達は大変困難であることが予想されますため、本条例の第5条第2項に、新聞折り込みによる配布を行うことによりまして、同条第1項の規定による配布に変えることができるとの規定を新たに加えようとするものでございます。

附則におきまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

22ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番。

○2番（高道洋子君） 新聞等による配布方法、折り込み等ということでございまして、新聞取っていない人は結構いるのですが、この22ページのほうに「足寄町役場その他適当な場所に選挙公報を備え置く。」ということが書いてあります。それ、一体どこなのかということと、新聞取っていない人はどうするのかということ、その2点をお願いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） 当然、新聞を取られていない町民は当然いらっしゃいますので、こちらの今回の第5条第2項、今高道議員おっしゃったとおりですね、公共施設等に置くということで配布に変えるという規定でございまして、まだ実際にどこに置くというのはまだ決定してございませんが、足寄町役場のほか、教育委員会、あるいは、銀河ホール21とかですね、住民の皆さんの手に取りやすい施設に全てには置こうと考えているところでございまして、実際どこに置くというのは決定してございません。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 教育委員会にしても役場にしても、公共施設にしても、なかなかその期間に行く機会がなかったり、特に足の問題とか、なかなか取りに行けそうもないなあっていうこともあり得ますよね。

場合によっては、何か皆さんに新聞折り込みのように、全員の皆さんにね、公平に行き渡る方法を今一度考えてはどうかと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） 当然その場

に、公共施設に行けないという方も当然いらっしゃると思いますので、いろいろホームページなりいろんな方法によりまして、例えば選挙公報を取りに行けない、あるいは、まだ見てないので選挙管理委員会のほうにお電話いただいて、例えば郵送してくださいっていう方のことにも、対応しようと考えておりますので、郵送大変期間が短いのですが、郵送で届かなければ当然、選挙管理委員会が出向いて直接お届けするっていうことも考えなければならぬのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 何とか公平に届くように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第16号足寄町選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって議案第16号足寄町選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第17号

○議長（吉田敏男君） 日程第14 議案第17号足寄町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

福祉課長 保多紀江君。

○福祉課長（保多紀江君） 議案書23ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第17号足寄町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、足寄町子ども・子育て会議の設置の根拠となります子ども・子育て支援法の一部が改正され、第77条が第72条に繰り上げることに伴いまして、本条例中の文言の整理を行うものでございます。

附則におきまして、この条例は令和5年4月1日から施行することとしております。

23ページ右側に新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第17号足寄町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって議案第17号足寄町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第18号

○議長（吉田敏男君） 日程第15 議案第18号足寄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

住民課長 金澤眞澄君。

○住民課長（金澤眞澄君） 議案書24ページをお開き願います。

ただいま議案となりました、議案第18号足寄町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの改正は、令和5年4月1日から出産育児一時金等の支給総額について健康保険施行令等の一部を改正する政令が公布されたことから、国の法改正に対応するため、足寄町国民健康保険条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、本町の国民健康保険の出産育児一時金は、現在1件当たり42万円、本人支給分40万8000円、産科医療補償制度掛金1万2000円ですが、これを1件当たり50万円と8万円引上げ、本人支給分48万8000円、産科医療補償制度掛金1万2000円とするものでございます。

なお、今回の出産育児一時金の引上げは、医療保険制度全体で子育て世帯を支援することを目的としているため、引上げに

係る財源の一部8万円の7%につきまして、後期高齢者医療制度の被保険者にも負担いただくこととしており、令和6年度には、当該引上げ財源分も含めて、後期高齢者医療制度の保険料改定が実施される予定でございます。

附則について、この条例の施行は令和5年4月1日からとしており、これ以降の出産については改定後の金額が適用され、経過措置として令和4年度中の出産については従前の例によるものとされております。

以上、本条例の改正に関する提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番。

○5番（田利正文君） 今回のやつは金額の訂正なのですが、ちょっとずれるかもしれないけれども、被保険者が出産したときには、世帯主にと書いてありますよね。

本来は被保険者に払うべきものではないのかなという気がしたものですから、それが一つと、さっきちょっと聞き漏らしたのですが後期高齢者にも負担をいただくというようなこともちょっと説明していただけますか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、住民課長。

○住民課長（金澤眞澄君） 支給に関しましては世帯主と申しあげましたが、保険に加入されているのが世帯単位でありますので、世帯主と表現させてもらっています。

あと、後期高齢者に対する負担なのですが、現段階で7%というふうに、情報が提供されているものですからそれ以上のことではちょっと今は申しあげられないかと思えます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） コロナのときだったでしょうか、こういう事例がありましたよね、DVを受けている方がシェルターに避難して出産すると、そのときにこのお金が出るのだと思うのですが、世帯主になっているから旦那のところに引っ越すということで、居場所が特定されるなんてことがあったことをちょっと記憶あるような気がするのですが、そんなことで、これどうなのかなという思いがあったものですから。

○議長（吉田敏男君） 答弁、住民課長。

○住民課長（金澤眞澄君） そのような状態になったときには、ケースバイケースとして個々に対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第18号足寄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって議案第18号足寄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 請願第1号

○議長（吉田敏男君） 日程第16 請願第1号食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産の経営安定を求める請願書の件を議題とします。

ただいま議題となっております、請願第1号食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産の経営安定を求める請願書の件は、総務産業常任委員会に付託をし、会期中の審査にすることをしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めま

す。

したがって、請願第1号食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産の経営安定を求める請願書の件は、総務産業常任委員会に付託し会期中の審査にすることに決定をいたしました。

◎ 散会宣告

○議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、3月14日午前10時より開会をいたします。

大変ご苦労さまでございました。

午前11時10分 散会